長崎県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成20年2月8日 条例第2号

(設置)

第1条 年度間における財源調整を行うことにより、財政の健全な運営に資するため、長崎県後期高齢者医療広域連合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

- 第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実 かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価 証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 長崎県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 広域連合長は、次の各号に掲げる場合に限り、基金の全 部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補填するための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を 埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 保険の給付に要する費用に不足を生ずる場合において、当該不足額を補填するための財源に充てるとき。
- (4) 保健事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (5) その他広域連合長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な 事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。